

2020年2月6日

大阪市
市長 松井 一郎様
大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次様

大阪教育合同労働組合
執行委員長 増田
同 大阪支部
支部長 山口

2019年度「卒業式」に関わる団体交渉申入書

2015年12月14日の中央労働委員会和解勧告書において、非常勤職員等の労働条件に関する団交については、「大阪市は、法令上これを拒否すべき正当な理由がない限り、交渉に応じる」ことが確認されました。

私たち大阪教育合同労組は、2012年に制定された「大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」第4条の「市立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立による斉唱を行うものとする。」は、教職員の労働条件に影響を及ぼすものであり、とりわけ「障がい」を持つ児童生徒の支援活動業務を担当する組合員の労働条件の変更をもたらすものだと考えています。

今年度の卒業式をむかえるに当たり、組合員の勤務労働条件について、下記のとおり団体交渉を申し入れますので、誠意を持って応諾するよう要望します。

記

1. 団交日時 双方協議の上、早期に設定
2. 団交場所 大阪市庁舎内
3. 団交事項 以下の要求およびその他関連する事項
4. 要求事項

- (1) 卒業式において非常勤講師・職員等に「君が代」の起立強制及び斉唱の強制を行わないこと。
非常勤講師・職員等の「君が代」起立及び斉唱業務のあり方については学校長と協議するものであることを確認すること。
- (2) 非常勤講師・職員等が卒業式で業務命令に従わなかった場合において、いかなる処分も行わないこと。なお、地公法が適用されない非常勤講師・職員等については、地公法上の職務命令を出せないことを確認すること。また、その旨を管理職に周知徹底すること。
- (3) 「卒業式、保育修了式における国旗掲揚・国歌斉唱に係る状況調査」を行わないこと。
- (4) その他
関連事項について

以 上